

「加入光ファイバに係る接続料の算定方法  
の在り方について」に対する意見

平成27年5月29日  
DSL事業者協議会

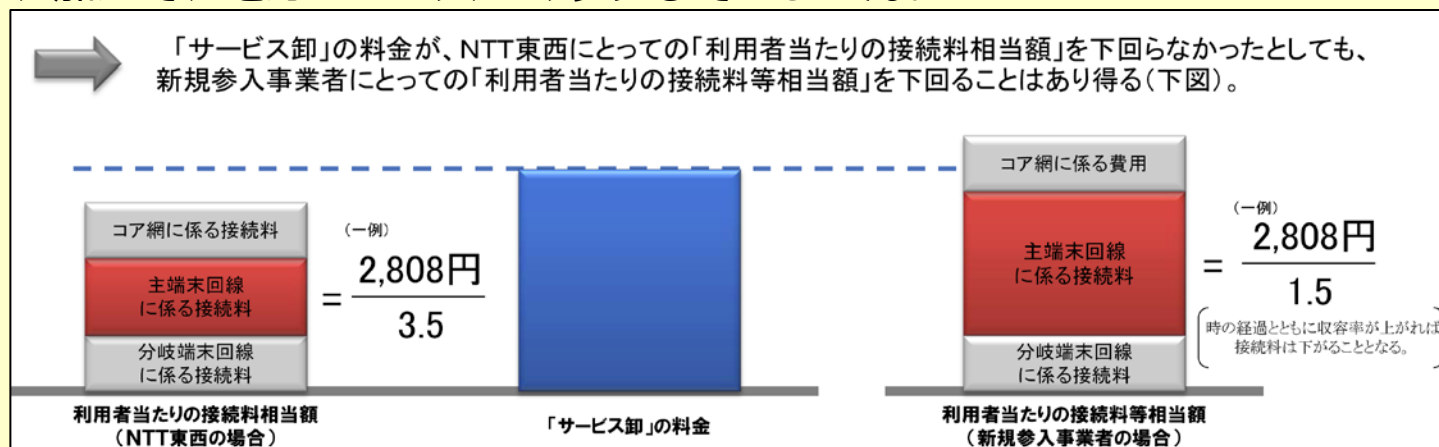
## 1. 基本的な考え方

- 2015年5月26日に開催された第27回接続政策委員会において、関係事業者ヒアリング（公開・非公開）が行われ、NTT東日本殿・NTT西日本殿より、「「加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について」に対する意見」が提出されたところです。
- 当該意見については、公正な競争促進という委員会での検討視点を無視した意見であり、DSL事業者協議会としては本意見の採用に断固反対いたします。
- 以下、特に重要な論点については、個別意見に先立ち、KDDI株式会社殿およびソフトバンクモバイル株式会社殿と、連名で意見を提出致しました通りです。
- 委員会におかれましては、接続事業者意見についてご考慮いただき、公正な競争を促進する観点から具体的な接続料体系の見直しの結論を早急に得ていただきますよう、要望いたします。
- 本意見書では、連名意見書に加え、各論に対するDSL事業者協議会としての意見を提出させていただきます。

## 論点

- 電気通信事業者にとって、「自己設置」や「卸」に加えて、「接続」が選択肢の1つになっていることが、FTTH市場における競争の前提として必要でないか

- 連名意見書でも指摘致しましたが、「**光コラボレーションモデルのみが促進されれば、NTT東西殿のフレッツの独占力が高まり、結果、NTT東西殿の収容率のみが向上し、NTT東西殿の競争力が強化される**」と考えます。
- このような状況は、3月19日のヒアリングで申し述べました通り、『後発事業者が「接続」での事業展開が困難な卸料金の設定※を行い、「**接続**」による**多様なサービスの競争が阻害される可能性もある**』という懸念を増幅するものです。
- また、「サービス卸」はNTT東西のフレッツ光と同スペックであり、サービス競争は起きず、加えて、地方のニーズにマッチしていません。



※平成27年4月7日接続政策委員会資料3-2\_P14より抜粋

今回の機会を逃せば、「接続」による地域での自由な競争は停滞し、「FTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」といった**目的は達成できない**と考えます。

### 論点

- 第二次答申後の取組が本質的な成果を上げていないと評価する場合、競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、どのような措置を講じるべきか

- 地方において、超高速のBBサービスを望まれる方は、既にフレッツを利用されており、残りの利用者は、高速(30Mbps程度)で低料金(ISP込みで3千円/月程度)のBBサービスのニーズが高く、現行の光サービス(1Gbps、ISP込みで5~6千円/月程度)は、平均所得が低い地方のユーザニーズにマッチしていないため、現行の光サービスへの移行は進みません。
- ADSLからの移行がスムーズな顧客をNTT東西に先行で獲得されてしまい顧客が少ない市場、かつコスト構造がNTT東西よりも高くなる可能性がある中、新たに局舎設備や宅内設備、工事費用を投資し、事業参入することは極めて困難です。

地方において、多くの利用者を獲得するためには、

**低料金化につながる料金競争の促進が必要。**

そのためには、既存事業者と後発事業者が、少なくともNTT東西の接続料部分は、同じコスト構造で競争できるように、

**接続料体系の見直しが必要**と考えます。

# 【参考データ】 地方における光サービススペックのニーズ等

## ● 地方事業者展開エリア 価格帯別の利用率

### 1. A地方の光サービス利用状況

- ・全利用者 : 3,200世帯
- ・30Mサービス利用者 : 2,500世帯(78.1%) @ ¥3,000円(ISP込)
- ・100Mサービス利用者 : 700世帯(21.9%) @ ¥4,000円(ISP込)

### 2. B地方の光サービス利用状況

- ・全利用者 : 1,620世帯
- ・12M、24Mサービス : 920世帯(56.8%) @ ¥3,000~3,500円(ISP込)
- ・100Mサービス : 700世帯(43.2%) @ ¥4,500円(ISP込)

## ● 現行の光サービスの地方での利用率(参考 交付金エリア)

1. 平成18年度以降に交付を受けた事業のほとんどで利用低調が確認されている
2. BBの全国利用平均が49.8%であるのに対して、平均利用率が18.6%
3. 15%以下や、極端なケースでは10%以下の事業も相当な割合で存在する。  
九州総合通信局の45のBB事業を対象として調査した結果(21年度交付金対象も含む)では、15%以下の自治体が45件中23件と、半数以上で極度な利用率の低調が確認されている。
4. 総務省情報流通行政局の調査結果における、低調の理由として「ADSLと比較して利用料金が高い」、「事業認知度が低い」、「高齢者率が高い」といった理由が上がっている。

※総務省情報流通行政局の調査した平成23年度「地域情報通信基盤整備推進交付金等で整備した情報通信基盤の利用率調査の結果について」、及び平成24年11月1日に実施された九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課におけるICT交付金事業連絡会議の資料より